

競馬事業検討プロジェクト設置要綱

(目的)

第1条 神奈川県川崎競馬組合で実施している競馬事業について、その収支内容を的確に把握し、川崎競馬の現状と方向性を検討するため、競馬事業検討プロジェクト（以下「プロジェクト」という。）を設置する。

(所管事務)

第2条 プロジェクトは、次の各号に掲げる事務を行う。

- (1) 神奈川県川崎競馬組合の収支状況の把握
- (2) 今後の川崎競馬の方向性に影響を与えると考えられる事項の調査及び資料収集
- (3) その他必要な事項

(組織)

第3条 プロジェクトの構成員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 経済労働局産業政策部長
- (2) 経済労働局産業政策部庶務課長
- (3) 経済労働局産業政策部庶務課経理係長
- (4) 経済労働局産業政策部企画課長
- (5) 経済労働局産業政策部企画課担当係長（産業政策担当）
- (6) 経済労働局公営事業部総務課長
- (7) 経済労働局公営事業部総務課庶務係長
- (8) 総務企画局都市政策部企画調整課担当課長
- (9) 財政局財政部財政課長

2 プロジェクトの座長は、経済労働局産業政策部長とする。

3 プロジェクトは、座長が必要と認めるときは、関係者の出席を求め、その

意見を聞くことができる。

(事務局)

第4条 プロジェクトの事務局は、経済労働局産業政策部庶務課及び公営事業部総務課の共管とする。

(雑則)

第5条 前各条に定めるほか、プロジェクトの運営について必要な事項は、座長が定める。

附 則

この要綱は、平成14年12月17日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成20年4月1日から施行する。(組織改変に伴う改正)

附 則

この改正要綱は、平成21年4月1日から施行する。(組織改変に伴う改正)

附 則

この改正要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、令和4年4月1日から施行する。